

随意契約理由

令和7年(2025年)4月9日

| | |
|--------------------|--|
| 契約担当課名 | 議事課 |
| 発注担当課名 | 議事課 |
| 契約名称 | 豊中市議会議場システム保守業務 |
| 契約内容 | 豊中市議会議場システム保守業務一式 |
| 契約締結日 | 令和7年3月28日 |
| 及び契約期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 株式会社東和エンジニアリング関西支社 大阪府大阪市北区中崎西4丁目2番27号 |
| 契約金額 | 524,700円 |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>株式会社東和エンジニアリング関西支社は、当該システムの開発事業者で、システム障害時の迅速な対応が可能であり、かつ同社と契約しなければ既存の設備等の使用に支障が生ずるおそれがあるため。</p> |